

## 第 7 章 就労移行の促進及び所得の向上

第 5 章で設定した目標のうち、就労移行の促進及び所得の向上について、次に掲げる重点施策により、取り組んでいきます。

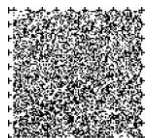
### 【重点的な取組】

福祉施設から一般就労への円滑な移行等を促進するため、就労移行支援サービス等が適切に提供されるよう市町村や事業者への必要な支援等を行うとともに、障害のある人の就労移行を推進する関係者のネットワークの充実や、障害のある人本人が一般就労や雇用支援策に関する理解を深めるための取組を促進するなど、障害のある人に対する就労面と生活面での一体的な支援体制の整備等、就労に対する基盤の充実を図っていきます。

特に、就労移行支援事業所が減少する一方、就労継続支援（A型）事業所の増加が著しい最近の状況に鑑み、事業者に対して一般就労への移行を促進するための積極的な取組を促していきます。

また、障害がある人の所得の向上に向け、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、事業者の創意工夫等を促していくため、福祉的就労の充実強化等への支援を進めるとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する企業等への普及啓発、重度の障害のある人の在宅就労支援、地方公共団体等における優先調達の推進などの取組を一層推進していきます。

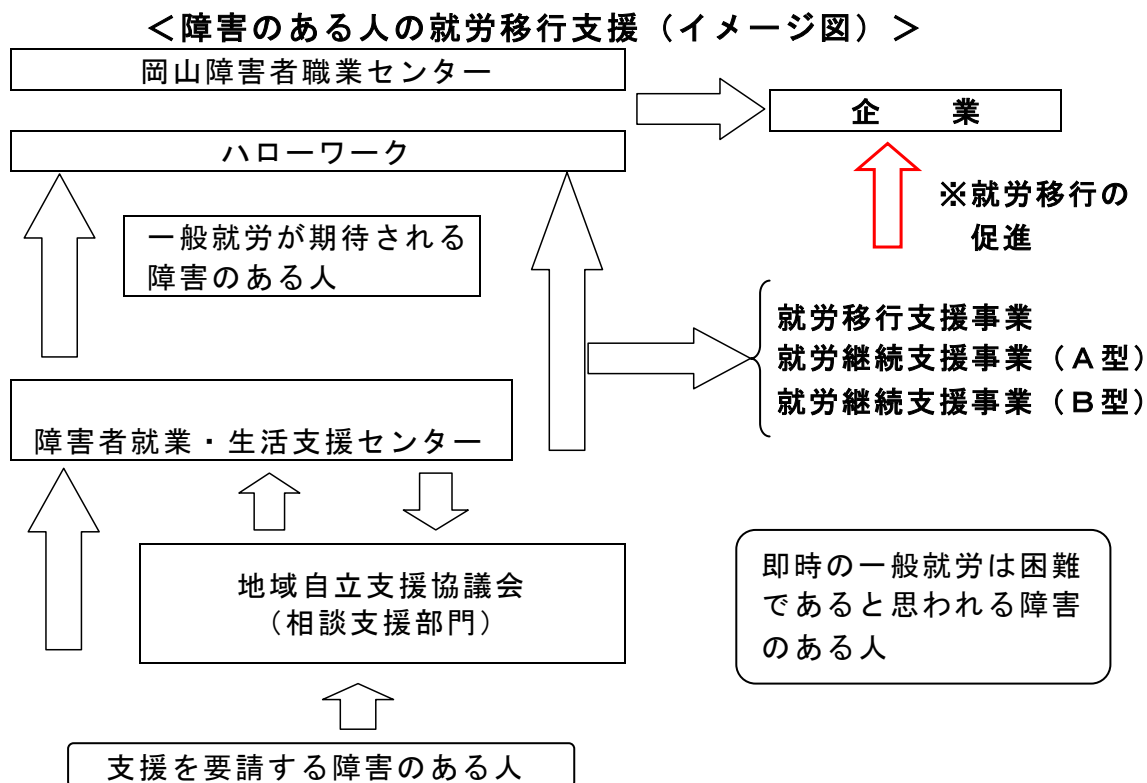
なお、同計画で定める目標工賃（対象事業所：就労継続支援（B型）事業所）の達成を目指します。



# 1 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備

## (1) 障害のある人の就労を支える関係者間のネットワークの充実

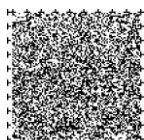
障害のある人の円滑な就労を促進するため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の就労移行等を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。



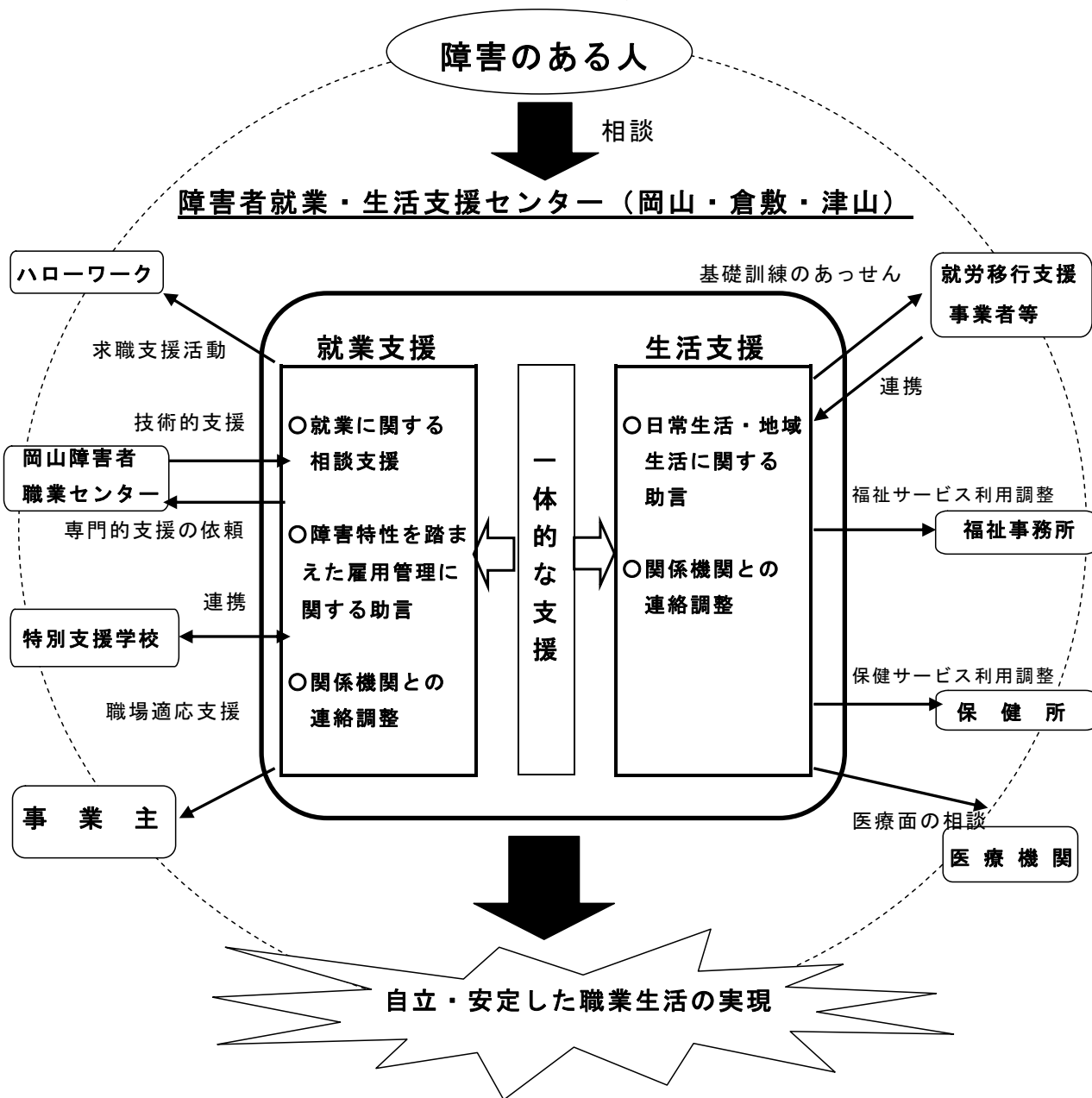
## (2) 障害者就業・生活支援センター等による支援

障害のある人がきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）を受けられるよう、障害者就業・生活支援センター等における就業面と生活面での一体的な支援を行っていきます。

障害者就業・生活支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域（備前・備中・美作）に1センターずつ整備されています。



## ＜障害者就業・生活支援センター＞

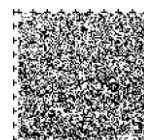


## 2 障害のある人の就労を支援する各種施策の推進

### (1) 障害のある人の雇用を支援する施策の推進

障害のある人が働くことを通じて社会に参加し、活躍できるよう、岡山労働局等と連携しながら、事業主に対する障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障害者就職準備講習会や就職面接会を開催し、障害のある人の雇用機会の拡大に努めていきます。

また、障害者雇用を検討している事業主に対する障害者雇用促進アドバイザーによる相談・助言、採用担当者向けの実地研修や障害者委託訓練事業等により、障害のある人の雇用促進を図っていきます。

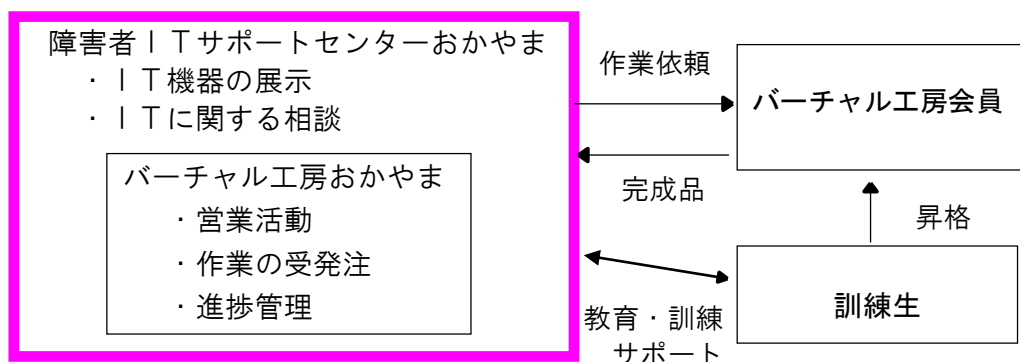


## (2) 重度の障害のある人等の在宅就労支援の推進

ITの利用促進を図る総合的なサービス拠点としての障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、ITに関する支援や相談に応じるとともに、障害のある人の在宅就労や起業・創業を促進します。

また、通勤など移動に制約を抱え、あるいは健康上の理由から企業での勤務に耐えられない重度の障害のある人に対して、ITを活用したバーチャル工房おかやまを運営し、在宅就労機会の拡大を図ります。

### < ITを活用した重度の障害のある人等の支援 >



## (3) 障害のある人自身の理解の促進

障害のある人自身が、一般就労や雇用支援策に関する理解を深めることができるよう、ハローワーク等とも連携を図り、相談支援サービス等の場を活用し、普及啓発や指導の充実を図ります。

## (4) 就労移行促進のための研修会

福祉的就労から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象として、職員の意識や支援技術の向上、就労移行に係る好事例の共有や意見交換等のための研修会を実施します。

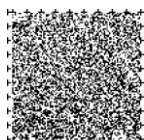
## (5) 地域レベルの取組の推進

障害のある人の就労移行を推進するために、各地域においても、地域自立支援協議会等のネットワークを活用した就労支援の取組を支援します。

## 3 障害のある人の所得の向上

### (1) 工賃水準向上のための研修会

就労継続支援（B型）事業所等における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、事業所経営者や職員を対象に、高い工賃を達成している好事例の紹介や情報交換のための研修会等を実施します。



## (2) 岡山県セルフセンター等の機能強化

「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、事業所で生産する製品の共同受注や販路拡大、工賃向上に関する情報収集やその提供など、工賃向上のための中核的組織として岡山県セルフセンター等の機能強化を図ります。

## (3) 障害者優先調達推進の推進

障害のある人の所得向上を進める上で、官公需の発注拡大が効果的であることから、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

## (4) 地域レベルの取組の推進

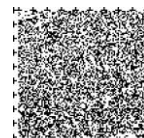
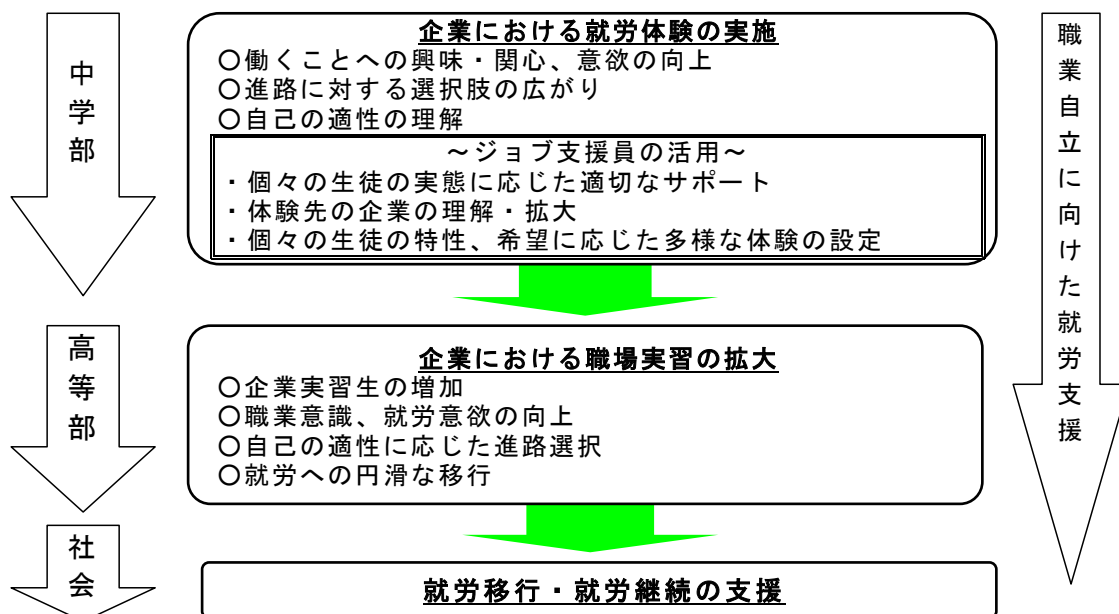
障害のある人の所得向上を進めるために、各地域においても、地域自立支援協議会等のネットワークを活用した事業所間連携による商品開発や販路拡大の取組等を支援します。

## 4 特別支援学校における進路指導の充実等

特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、企業団体等と連携し障害のある生徒の就労意欲を高め、将来の社会自立に資する「岡山県就労・生活支援研究協議会」を継続的に実施することにより、企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援アドバイザー及び就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。

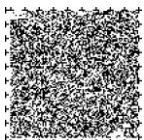
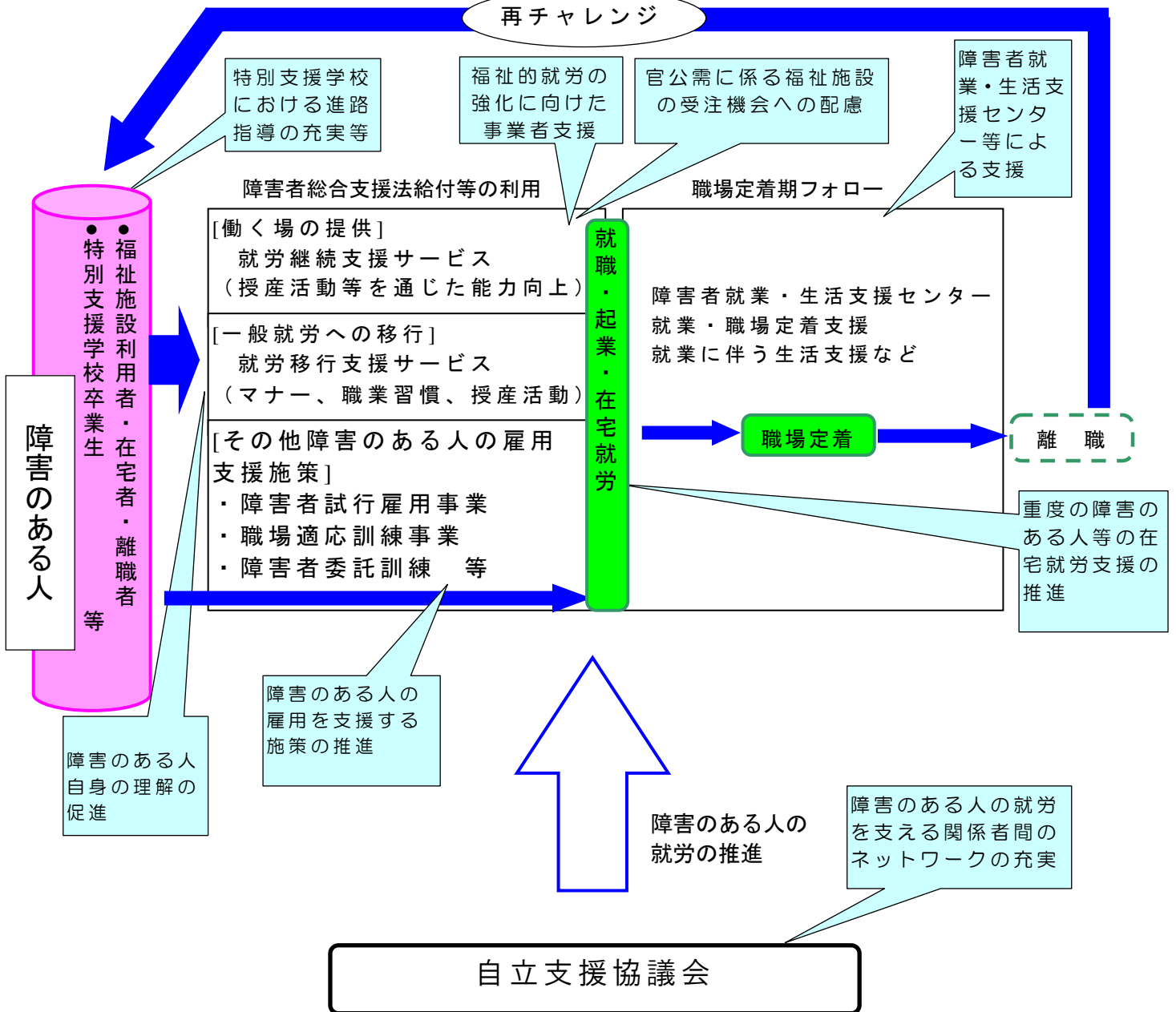
また、生徒の進路意識の高揚を図るため、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。

さらに、卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、「岡山の就労応援団」を構築し、特別支援学校高等部におけるこれまでの産業現場実習に加え、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。



<就労支援の体系>

再チャレンジ



**(参考) その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組**

**① 岡山県障害者職場研修事業**

障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要な社会的マナーの習得を図り、一般就労移行を促進します。

**② 知的障害のある人を対象とした非常勤職員採用**

県の職場において、主に事務補助に従事する知的障害のある人を対象にした非常勤職員の採用を、平成 25 年度より実施しています。

**③ 県建設工事における入札参加資格**

県建設工事に係る入札参加資格において、障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。

**④ 県の物品購入・役務の提供における入札参加資格**

県の物品購入・役務の提供に係る入札参加資格の認定において、企業での障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。

